

岩手県告示第736号

鳥獣保護区の設定（平成10年岩手県告示第935号）で告示した盛岡市小貝沢鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の盛岡市小貝沢鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の一般県道大志田停車場線とヤツマキ沢との交点を起点とし、起点から一般県道大志田停車場線を東に進み県有林林道櫃取線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道岩神2号線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み林道御大堂線との交点に至り、同点から同林道を南に進み林道岩神線との交点に至り、同点から同林道を南に進み、民有林55林班と国有林盛岡森林管理署555林班との境界に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進みさらに西に進み民有林55林班と国有林盛岡森林管理署555林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに南西に進み岩部沢に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進み岩部沢との交点に至り、同点から同沢を南西に進み林道岩部山線との交点に至り、同点から同林道を西に進み林道建石線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道滝ノ沢1号線との交点に至り、同点から同林道を北に進み林道滝ノ沢2号線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道滝ノ沢2号線からヤツマキ沢に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進みヤツマキ沢との交点に至り、同点から同沢左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域